



# 2024 年度 山口県ゴルフ協会主催競技(主管競技含む) ローカルルール・競技の条件・行動規範

山口県ゴルフ協会（以下、YGA という）主催競技では、R&A と USGA が制定したゴルフ規則（2023 年 1 月施行）と以下のローカルルール・競技の条件・行動規範と、競技会場に YGA 競技委員会が追加または修正したローカルルールが適用される。

下記に規定されているローカルルールの全文については、2023 年 1 月施行の「ゴルフ規則のオフィシャルガイド（[www.jga.or.jp](http://www.jga.or.jp) で閲覧可）」と R&A によって四半期ごとに更新されるゴルフ規則の詳説（[www.jga.or.jp](http://www.jga.or.jp) で閲覧可）を参照すること

別途規定されている場合、または適用規則が明示されている場合を除き、ローカルルールの違反の罰は一般的の罰（2 打罰）とする。

## ローカルルール・競技の条件

### 1. アウトオブバウンズ（規則 18.2）

- 1) アウトオブバウンズ（O B）は白杭のコース側を地表レベルで結んだ線または白線によって定められる。
- 2) 球が現にプレーしているホールの O B の境界を越えて、他のホールではインバウンズとなるコース内に止まったとしても O B である。
- 3) 球が境界線として定義された境界物を越えた場合、その球は O B となる。

### 2. ペナルティーエリア（規則 17）

- 1) ペナルティーエリアは杭または線をもってその縁を標示する。線と杭が併用されている場合は線がその縁を標示する。
- 2) ペナルティーエリアがコースの境界線に接している場合、そのペナルティーエリアの縁はその境界線まで達し、その境界線と一致する。
- 3) ホールの片側だけ定められているペナルティーエリアは無限に及ぶ。
- 4) 球がコースの境界に隣接したレッドペナルティーエリアにあることが分かっている、または事実上確実であり、その球がペナルティーエリアの縁を最後に横切った地点がそのペナルティーエリアのコースの境界側の縁である場合、ローカルルールひな型 B-2.2 に基づいてその地点の反対側に救済を受けることができる。
- 5) ペナルティーエリアのためのドロップゾーン  
ペナルティーエリアのためにドロップゾーンが設置されている場合、そのドロップゾーンはペナルティーエリアからの 1 打罰の救済の追加の選択肢となる。そのドロップゾーンは救済エリアである。球はその救済エリアにドロップされ、その救済エリアの中に止まらなければならない。

### 3. 異常なコース状態（動かせない障害物を含む）（規則 16）

#### （a）修理地

- 1) 修理地は、白線で完全に囲まれ、青杭が立てられた区域とする。

#### （b）動かせない障害物

- 1) 動かせない障害物と白線で結んだ区域は、1 つの異常なコース状態として扱う。
- 2) 人工の素材で作られた U 字排水溝は動かせない障害物として扱われ、ペナルティーエリアではない。

また、カート道路にそって設置してある排水路は、ジェネラルエリアの動かせない障害物として扱われ、そのカート道路の一部である。

- 3) 電磁誘導カート用の2本の人工の表面を持つ軌道は、全幅をもって1つのカート道路として扱う。球がこのカート道路の上にある場合、規則16.1bによる救済を受けなければならない。
- 4) 補装された道路やカート用の2本の人工の表面を持つ軌道に接する裸地は、ひとつの動かせない障害物として扱う。ただし、その裸地は、脱輪等により裸地になったと思われるわだち程度の合理的な幅の部分とし、道路に接する広範囲にわたる裸地はこの限りではない。
- 5) バンカー内の排水パイプは、規則16.1に基づき罰なしの救済が認められる動かせない障害物として扱われる。したがって規則15.2(動かせる障害物)に基づいて救済を受けることはできない。

#### 4. 不可分な物 次のものは不可分な物であり、罰なしの救済は認められない。

- 1) ペナルティーエリア内の人工の擁壁や枕木
- 2) 樹木に密着させて取り付けられたワイヤー・巻網等

#### 5. クラブと球の仕様 このローカルルールの違反の罰：失格

- 1) プレーヤーがストロークを行うために使うドライバーは、R&Aが発行する最新の適合ドライバーヘッドリストに掲載されているクラブヘッドを持つものでなければならない（詳細はローカルルールひな型G-1を参照）。
- 2) ストロークを行うために使用する球は、R&Aが発行する最新の適合球リストに掲載されていなければならない（詳細はローカルルールひな型G-3を参照）。

#### 6. 用具の使用（規則4.3）

規則4.3(4)は次のように修正される：ラウンド中、プレーヤーはいかなる内容であっても個人のオーディオやビデオ機器を視聴してはならない。

#### 7. 壊れた、または著しく損傷したクラブの取り換え（規則4.1）

規則4.1a(2)は次のように修正される：ラウンド中にプレーヤーやキャディーが損傷させたクラブは「壊れた、または著しく損傷した」場合にだけ取り替えることができる（詳細はローカルルールひな型G-9を参照）。

#### 8. プレーの中止（規則5.7） 次の信号がプレーの中止と再開に使われる。

「危険な状況ではない中止」：短いサイレン（エアホーン）を繰り返して通報する。

「差し迫った危険のための即時中止」：1回の長いサイレン（エアホーン）を鳴らして通報する。なお、即時中止の場合、すべての練習区域も直ちに閉鎖される。

「プレーの再開」：1回の長いサイレン（エアホーン）を鳴らして通報する。

なお上記のほかに、カートのナビゲーションシステムによる警告、また本部より競技委員を通じて競技者に連絡する。

#### 9. 練習（規則5.2・5.5）

- 1) ストロークプレーのラウンド前、またはラウンドとラウンドの間の練習  
ローカルルールひな型I-1.1を適用し、規則5.2bは次の通り修正される：ラウンド前やラウンドとラウンドの間に、プレーヤーは競技コースで練習してはならない。ただし、指定練習場は除く。
- 2) ホールとホールの間の練習  
ローカルルールひな型I-2を適用し、規則5.5bは次のように修正される：2つのホールのプレー

の間、プレーヤーは、

- ・終了したばかりのパッティンググリーンやその近くで練習ストロークをしてはならない。また、そのグリーンの表面をこすったり球を転がすなど、パッティンググリーン面をテストしてはならない。
- ・練習グリーンやその近くでの練習は、パターのみとする。

## 10. 移動

ラウンド中、プレーヤーは乗用カートに乗り、運転（操作）することができる。

## 11. キャディー（規則 10.3）

### 1) セルフ競技の場合

規則 10.3 は次のように修正される：プレーヤーはラウンド中、キャディーを使用してはならない。この違反の罰は、違反した各ホールに対して一般の罰を受ける。

### 2) キャディー付競技の場合

規則 10.3 は次のように修正される：プレーヤーは委員会によって指定された者以外をキャディーとして使用することを禁止する。この違反の罰は、違反した各ホールに対して一般の罰を受ける。

## 12. 参加資格

プレーヤーは各競技の「競技規定」に定められる参加資格の条件を満たしていなければならない。

## 13. スコアカードの提出

プレーヤーのスコアカードは、プレーヤーの両足が所定のスコアリングエリアから出た時点で委員会に提出されたことになる。

## 14. タイの決定

タイの決定方法は、競技会場のインフォメーションに掲示する。

## 15. 競技の結果—競技の終了

競技の結果は、競技委員長が成績表に署名した時点をもって終了となる。

## 16. 行動規範

プレーヤーは、YGA が定める「行動規範」に従わなければならない。

### 行動規範

YGA 主催競技(主管競技を含む)に参加するすべてのプレーヤーは、この行動規範に従わなければならぬ。プレーヤーにエチケット違反、または非行があった場合には、競技委員会は警告、制裁を課すことがある。また、重大な非行があった場合には規則 1.2a に基づいて失格とする場合がある。

#### 1) 行動規範の違反となる行動の例

- ・委員会が立ち入ることを禁止したプレー禁止区域に入る。
- ・コースの保護をしない（例えばバンカーをならさない、ボールマークを修復しない等）。
- ・受け入れられない言動をする。
- ・クラブやコースを乱暴に扱う（クラブを投げたり、コースを損傷させる）。

- ・他のプレーヤー、レフェリー、大会関係者または観客に失礼な態度をとる。
- ・円滑な競技運営のための委員会の協力要請に対し、合理的理由もなく無視あるいは拒否すること。
- ・ラウンド中、携帯電話で私用の通話を行うこと。
- ・認められていない場所での喫煙
- ・ラウンド中の飲酒
- ・開催クラブのドレスコードに従わない。
- ・その他ゴルファーとしてふさわしくない態度。

## 2) 行動規範の違反に対する罰

- ・行動規範の最初の違反 - 警告（次の違反は罰を受けることを告げられる）
- ・2回目の違反 - 一般の罰
- ・3回目の違反や重大な非行 - 失格

## 3) 重大な非行とは

規則 1.2a の「重大な非行」という言葉は、競技会からプレーヤーを排除するという最も厳しい制裁措置が正当化されるほどに、ゴルフで期待される規範から大きく逸脱したプレーヤーの非行を扱うことを意図している。そうしたことには、不誠実、別のプレーヤーの権利を妨げる、あるいは他人の安全を脅かすことを含む。

- ・無届欠場、改ざん等を含む。
- ・社会規範から逸脱した行為(いじめ、ハラスメント、脅迫、暴力、窃盗、違法物の所持など)。

\*重大な非行には下記の制裁、処分がある場合がある。

## 4) 制裁及び処分

- i ) 戒告、口頭もしくは文書による注意
- ii ) 期間を定めた出場停止
- iii ) 山口県ゴルフ協会主催競技からの除名

### 注 意 事 項

1. ローカルルールや競技の条件に追加、変更があるときは、競技会場のインフォメーションおよびティーアイニングエリア付近に掲示して告示する。
2. 距離計測器は使用することができる。ただし、計測できるのは2点間の直線距離のみで、高低差(スロープ)の計測は認められない(規則 4.3a)。
3. プレーヤーは指定のスタート時刻の10分前にはティーアイニングエリア付近に待機すること。
4. グリーンに著しく損傷を与えるメタルスパイクシューズは使用禁止とする。
5. 携帯電話について  
コース内への持ち込みは認めるが、電源を切るか、着信音・バイブレーションとも OFF にすること。  
携帯電話の利用に関しては、ルールを確認するため R & A 公式ゴルフ規則アプリ等の閲覧、距離計としての利用は認めるが、通話は禁止する(緊急時を除く)。
6. 危険防止のため、着帽のこと。
7. 委員会は競技中を含めいつでも、出場に相応しくないと判断したプレーヤーの参加資格を取り消すことがある。